

鹿 児 島 県 公 報

平成29年 2 月 3 日（金）第3285号の 3



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

収 用 委 員 会 告 示

○収用裁決申請事案に係る公示による通知

（収用委員会取扱い） 1

収 用 委 員 会 告 示

鹿 児 島 県 収 用 委 員 会 告 示 第 4 号

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する同令第5条の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

平成29年 2 月 3 日

鹿 児 島 県 収 用 委 員 会

1 通知すべき事項を記載した書類の名称

平成29年 1 月 24 日 付 鹿 収 第 66 号 「高 速 自 動 車 国 道 東 九 州 自 動 車 道 新 設 工 事（鹿 児 島 県 志 布 志 市 志 布 志 町 志 布 志 字 見 婦 地 内 から 鹿 屋 市 串 良 町 細 山 田 字 立 小 野 堀 地 内 ま で）及 び こ れ に 伴 う 附 帯 工 事 並 び に 市 道 及 び 農 業 用 道 路 付 替 工 事」 の 収 用 案 件 に 係 る 審 理 の 開 催 通 知

2 通知を受けるべき者の住所及び氏名

(1) 住所 不明

氏名 （亡）宮ノ下昌通相続人

ただし、平成29年 2 月 3 日 付 鹿 児 島 県 収 用 委 員 会 告 示 第 3 号 記 載 の 判 明 し て い る 相 続 人（告 示 後 新 た な 相 続 人 が 生 じ た と き は，そ の 相 続 人 を 含 む。）を 除 く。

(2) 住所 不明ただし、最後の住所

鹿 児 島 県 鹿 児 島 市 田 上 七 丁 目 13 番 8 号（入 田 マ ン シ ョ ン 305 号）

氏名 （亡）宮ノ下博代相続財産

相 続 財 産 管 理 人 不 明

(3) 住所 不明ただし、住民票上の住所

東 京 都 渋 谷 区 笹 塚 一 丁 目 60 番 15 号 フ ェ ニ ッ ク ス 笹 塚 壺 番 館 503

氏名 吉田文

(4) 住所 不明

氏名 登 記 名 義 人（亡）安 川 末 吉 相 続 人

ただし、平成29年 2 月 3 日 付 鹿 児 島 県 収 用 委 員 会 告 示 第 3 号 記 載 の 判 明 し て い る 相 続 人（告 示 後 新 た な 相 続 人 が 生 じ た と き は，そ の 相 続 人 を 含 む。）を 除 く。

(5) 住所 不明

氏名 登 記 名 義 人（亡）稲 森 乙 吉 相 続 人

ただし、平成29年 2 月 3 日 付 鹿 児 島 県 収 用 委 員 会 告 示 第 3 号 記 載 の 判 明 し て い る 相 続 人（告 示 後 新 た な 相 続 人 が 生 じ た と き は，そ の 相 続 人 を 含 む。）を 除 く。

(6) 住所 不明

氏名 登 記 名 義 人（亡）田 尾 一 二 相 続 人

ただし、平成29年 2 月 3 日 付 鹿 児 島 県 収 用 委 員 会 告 示 第 3 号 記 載 の 判 明 し て い る 相 続 人（告 示 後 新 た な 相 続 人 が 生 じ た と き は，そ の 相 続 人 を 含 む。）を 除 く。

(7) 住所 不明ただし、住民票上の住所

大阪府守口市八雲北帖三丁目55番2号

氏名 中原浩二

- (8) 住所 不明ただし、最後の住所
奈良県天理市嘉幡町72番地

氏名 (亡) 下戸重信相続財産
相続財産管理人不明

3 収用し、又は使用しようとする土地等の表示

土地の所在	地 番	地 目		全体の地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)
		公 簿	現 況	公 簿	実 測		
鹿児島県志布志市有明町野井倉字次五地内	5673番 4	山林	山林	3,830	3,831.23	2,126.20	22.91

4 通知すべき事項を記載した書類の保管等

鹿児島県収用委員会事務局（鹿児島県土木部監理課用地対策室内）に保管しており、2に掲げる者にいつでも交付する。

なお、1に掲げる書類を受領しないときは、平成29年2月24日をもって通知があったものとみなされる。